

経済産業省

20201202貿局第1号
輸出注意事項2020第37号

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達を次のように制定する。

令和2年12月10日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和3年1月27日から施行する。

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 後				現 行			
(略)				(略)			
記				記			
I～V (略)				I～V (略)			
別表1 貨物、仕向地及び提出書類				別表1 貨物、仕向地及び提出書類			
貨 物	仕向地	提出書類	申請窓口	貨 物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局	輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	と地域②	F	本省	輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	と地域②	F	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	ち地域	<u>F</u>	本省	輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	ち地域	<u>A</u>	本省
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表2～6 (略)				別表2～6 (略)			

別記 1～別記 5 (略)
様式 1～様式 2 4 (略)

別記 1～別記 5 (略)
様式 1～様式 2 4 (略)